

五洋建設株式会社「(仮称)せたな太櫓ウインドファーム事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和4年10月19日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)せたな太櫓ウインドファーム事業 環境影響評価方法書について、五洋建設株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勧告するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：北海道久遠郡せたな町
原動力の種類：風力（陸上）
出力：最大86,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 3年 1月28日
環境大臣意見受理	令和 3年 4月 9日
経済産業大臣意見発出	令和 3年 4月15日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 4年 4月 6日
住民意見の概要等受理	令和 4年 6月 7日
北海道知事意見受理	令和 4年 9月 5日
経済産業大臣勧告発出	令和 4年10月19日

問合せ先：電力安全課 長尾、野田
電話03-3501-1742（直通）

五洋建設株式会社「(仮称)せたな太櫓ウインドファーム事業 環境影響評価
方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域及びその周辺には、既設風力発電所や計画中の風力発電所が複数あることから、これらの風力発電事業との累積的影響が懸念される。このため、これら他事業者から必要な情報を可能な限り入手した上で、累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。
2. 水質の調査に当たっては、土砂の流出や濁水等による影響が懸念されることから、局所集中的な降雨の傾向を踏まえた上で、適切な調査地点を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 対象事業実施区域及びその周辺は、鳥類の秋期の夜間の渡りルートになっている可能性があるほか、クマタカ等の希少猛禽類が生息している。このため、鳥類の調査に当たっては、十分な調査範囲を設定するなど適切な調査、予測及び評価を実施すること。
4. 対象事業実施区域内に一部分布している植生自然度10の海岸断崖植生及び植生自然度9のエゾイタヤーシナノキ群落やチシマザサーブナ群団等については、当該群落への影響を回避するため、現地調査によりその存在する区域を明らかにした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
5. 生態系の典型性注目種については、採餌環境などの生息状況を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

(北海道知事からの意見書の写しを添付)